公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月2日

長野県稲荷山養護学校長 片桐 義章

記

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 令和2年度稲荷山養護学校アリーナ2階テラス床等改修工事
- 3 工事箇所名 長野県稲荷山養護学校 千曲市大字野高場1795
- 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項 又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規 定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
 - ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が797 点以下であること。
 - ウ 長野地域振興局管内に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法(昭和24 年法律第100 号)第28条第3項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 長野県暴力団排除条例 (平成 23 年長野県条例第 21 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力 団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工 期

工事開始日から約40日間(令和2年11月30日まで)

6前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の 範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、入札心得及び入札説明書を、令和2年10月2日(金)から令和2年10月12日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から15時まで次の場所において縦覧に供します。

千曲市大字野高場 1795

長野県稲荷山養護学校 事務室

電話 026 (272) 2068

9 現場説明日時

令和2年10月2日(金)から令和2年10月12日(月)までの午前9時から15時までとする。ただし、あらかじめ発注者へ連絡し、発注者が指定した日時に行う。

10 入 札 手 続 等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月14日(水) 午前10時

イ 場所 長野県稲荷山養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和2年10月12日(月)午後4時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13 年5月8日付け13 監技第47号)第2に規 定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価 格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合は又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各項に該当する入札書は、無効とします。

- (9) 契約書作成の要否 必要とします。
- (10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

11 その他

詳細は、入札心得によります。

特別支援教育課